

「あなたの喫煙マナーは大丈夫！  
たばこを吸う人も吸わない人も  
一緒に考えてみませんか」

尼崎市長 稲村 和美



たばこは、

※1 喫煙により数多くの健康被害が

指摘されているとともに、

喫煙者以外の者に対しても※2 受動喫煙により

健康被害を与えます。

また、※3 路上喫煙や歩きたばこが他人への火傷の原因となり

吸い殻のポイ捨てが、まちの美化を悪化させるなど

社会問題を引き起こします。



---

#### ※1 喫煙による数多くの健康被害

肺がんをはじめとする各種のがん、慢性閉塞性肺疾患、虚血性心疾患、脳血管疾患及び歯周疾患など疾患発症の危険因子である。（厚生労働省ホームページから抜粋）

#### ※2 受動喫煙

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 25 条で、受動喫煙とは「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義した。

受動喫煙による健康への影響は、流涙、鼻閉、頭痛等の症状、呼吸抑制、心拍増加に関する知見が示され、慢性影響として肺がん、循環器疾患のリスクの上昇を示す疫学調査がある。また、受動喫煙による非喫煙妊婦であっても低出生体重児の出産の発生は上昇するという研究報告がある。（平成 22 年 2 月 25 日健発 0225 第 2 号）

#### ※3 路上喫煙

歩行中、立ち止まった状態、携帯灰皿の使用、自転車、自動二輪車などに乗車中も含めた、道路、公園等での喫煙を示す。

# 尼崎市のたばこ対策の取組み

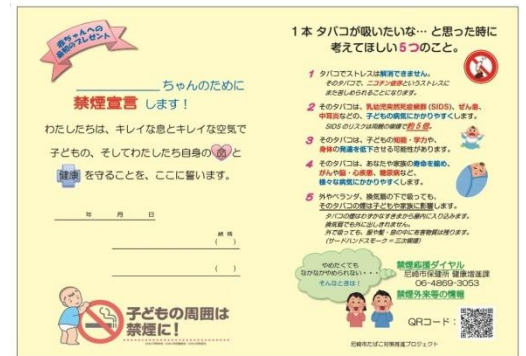


## 1 禁煙の支援

- ・ 毎月 22 日を禁煙スタートデーとして、保健師による禁煙相談を実施
- ・ 保健所や市民まつり等で、肺年齢測定を実施し禁煙指導の実施
- ・ 出生届提出時に禁煙宣言マグネットシートを配布
- ・ 世界禁煙デー（毎年 5 月 31 日）の啓発

## 2 受動喫煙の防止

- ・ 兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例」の周知
- ・ 食品衛生責任者講習会での  
受動喫煙防止対策強化の PR



## 3 たばこの健康影響に関する学習

- ・ 市内全小学 5 年生に「たばこのこと知ってる？」の配布
- ・ 母子手帳申請時および各種乳幼児健診におけるたばこの健康影響の啓発
- ・ サマーセミナー「たばこについて考えよう（マナーと健康）」

## 4 歩きたばこ、路上喫煙の抑制

- ・ 市内全小学校での歩きたばこ抑制の啓発横断幕の設置
- ・ 地域見守り隊等の方への歩きたばこ啓発タスキの着用
- ・ 地域掲示板に啓発ポスターの提示
- ・ たそがれクリーン運動、市民まつりなどで啓発テッシュの配布
- ・ 小売店舗等への喫煙スポット登録の依頼
- ・ JR 尼崎駅南側に喫煙所の設置



## 今後の尼崎市のたばこ対策

たばこ対策の取組みを実施する中で、市民向けのアンケートや実際に地域見守り等の活動をしていただいている方々から、対策を推進する根拠となるルールを求める声があがっています。

今回、たばこが原因となる各種の問題に対して、  
自治のまちづくりを進めるという本市の基本理念に基づいて、  
市と市民の皆様や事業者の皆様と、  
相互に協力してたばこ対策に総合的に取り組むことで、  
課題の解決に努め、  
健康で安全かつ安心に生活や事業を営み快適な環境の実現を図る  
ことを目的とし、（仮称）**尼崎市たばこ対策推進条例**を  
制定していきます。この条例に基づいて

- 1 健康的なまちづくりの推進
  - 2 安全なまちづくりの推進
  - 3 美しく快適なまちづくりの推進
- に取り組んでいきます。



尼崎市の歩きたばこ抑制啓発キャラクター

みちばたスワンくん

# 尼崎市 たばこ対策関連図

